

委員会報告(案)「80GHz 帯高速無線伝送システムのうち狭帯域システムの技術的条件」の意見募集の結果及び意見に対する本委員会の考え方

(平成 26 年 3 月 15 日から同年 4 月 7 日 意見募集)

【意見提出：1 件】

意見提出者	意見（全文）	委員会の考え方
日本電気株式会社	<p>「80GHz 帯高速無線伝送システムのうち狭帯域システムの技術的条件」について短期にもかかわらず中身が濃い答申案の作成大変ありがとうございます。</p> <p>大容量且つ高速に向かう移動通信サービスを提供していくには、有線光システムのみならず高速無線伝送システムによる、スモールセル基地局とノード局間的高速パケット・バックホール あるいは張り出し局とのフロントホール回線が必須であること、先行している欧州の動向から明らかであり、本制度化により 80GHz 帯の利活用が大きく前進するものと思います。</p> <p>一方、本帯域は 60GHz 帯システムと同様、電通業務、公共業務、放送業務、一般業務用として、皆様がお使いになられることは非常に結構なことなのですが、同一あるいはこれを包含する広いチャンネルを無秩序に移動局として免許されますと、実展開において、実質非常に困難な事業者間の干渉調整が必要となるおそれがあります。特に災害対応での緊急回線設定などにおいてこのような干渉調整は普及自体を削ぐものと危惧しています。</p> <p>免許の制度化にあたり 250MHz 基底で最大 19 チャンネル（500MHz で最大 9 チャンネル等）ある狭帯域チャンネル化のメリットを享受し、一例として上記のような同一周波による事業者間の干渉調整を行わなくて済むよう、同一地域の異なる事業者間においてその利用形態によって、できる限りの異なるチャンネル、あるいはブロックを付与する等のご高配をいただけますようお願い申し上げます。</p>	<p>賛成する御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>